



最近の地球温暖化対策の動向について (地方公共団体実行計画改正の背景)

<目次>

1. 国際交渉と国内の現状
2. 地球温暖化対策推進法の改正
3. 低炭素社会づくりに向けて



1. 国際交渉と国内の現状

気候変動枠組条約（UNFCCC、192カ国・地域） 1992年採択

究極目的: 温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準に安定化させる

原則: 共通だが差異のある責任、及び各国の能力に従い、気候系を保護

全締約国の義務: 排出目録の作成、削減計画の立案等

先進国等の義務: 排出量を1990年の水準に戻すことを目的に削減活動を報告

先進国の途上国支援義務: 資金供与、技術移転、キャパシティ・ビルディング等

京都議定書（Kyoto Protocol、183カ国・地域） 1997年採択

「共通だが差異のある責任」原則に基づき:

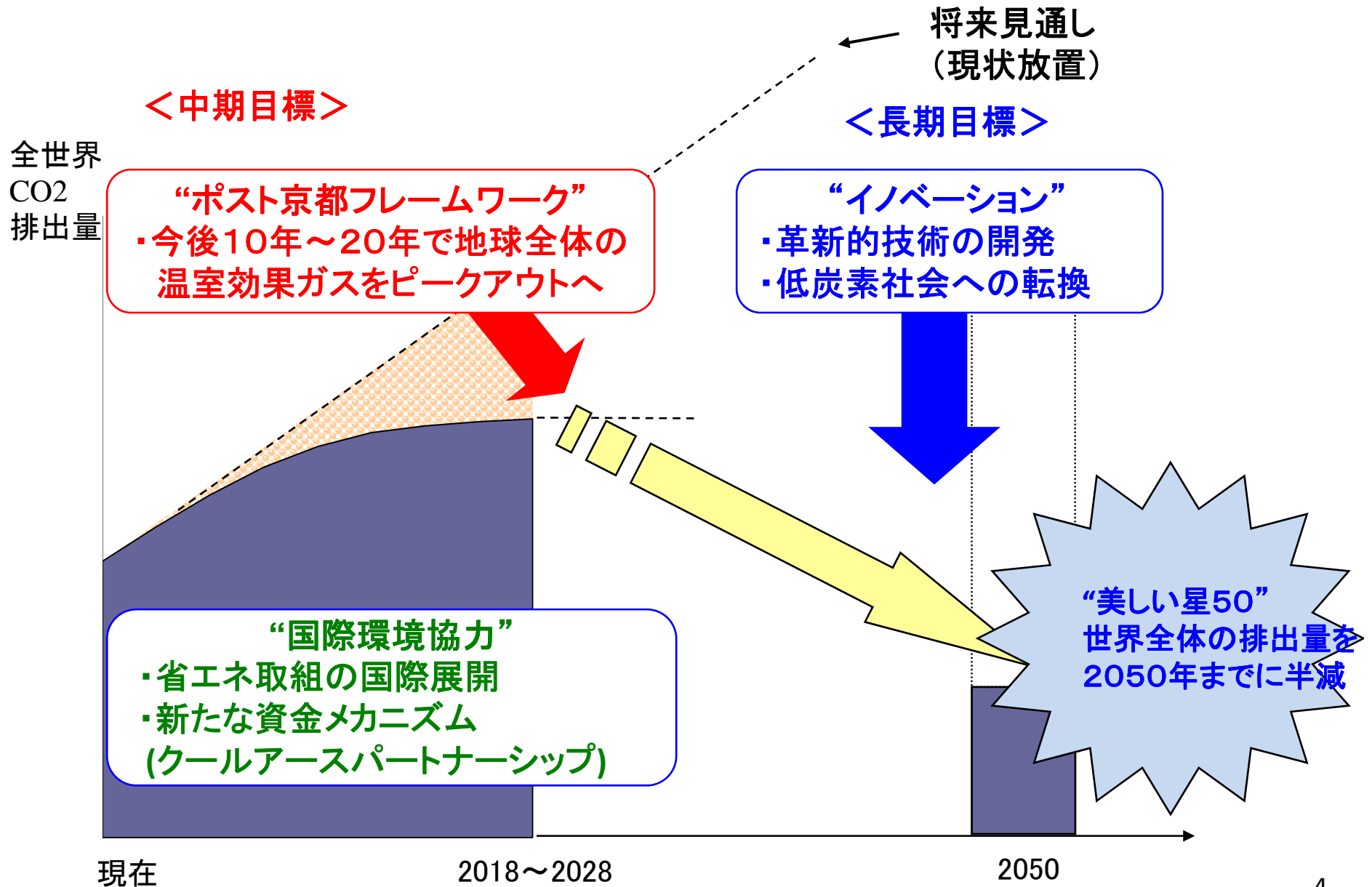
- ①先進国全体で1990年比で少なくとも5%の削減を目標。
- ②各国毎に法的拘束力のある数値目標設定（途上国は削減約束なし）
- ③柔軟性措置として、京都メカニズムを用意

対象ガス	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ の6種類
吸収源	森林等の吸収源によるCO ₂ 吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ は1995年)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	日本－6%, 米国（未批准）－7%, EU－8%等

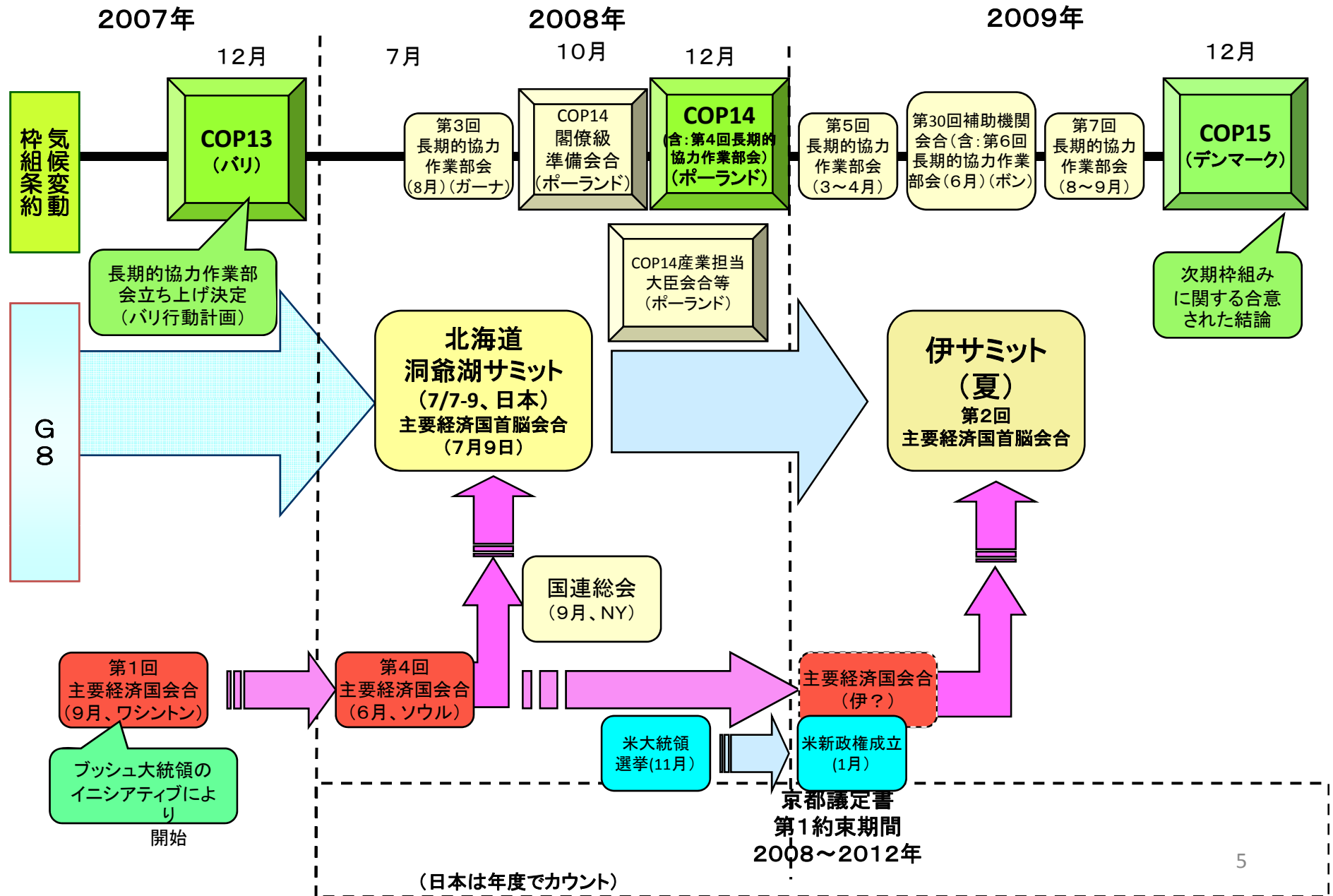
我が国は2002年6月4日に締結し、議定書は2005年2月16日に発効。

クールアース推進構想：日本は国別総量目標

気候変動ファクトシート(福田総理ダボス会議講演資料)(平成20年1月26日)より

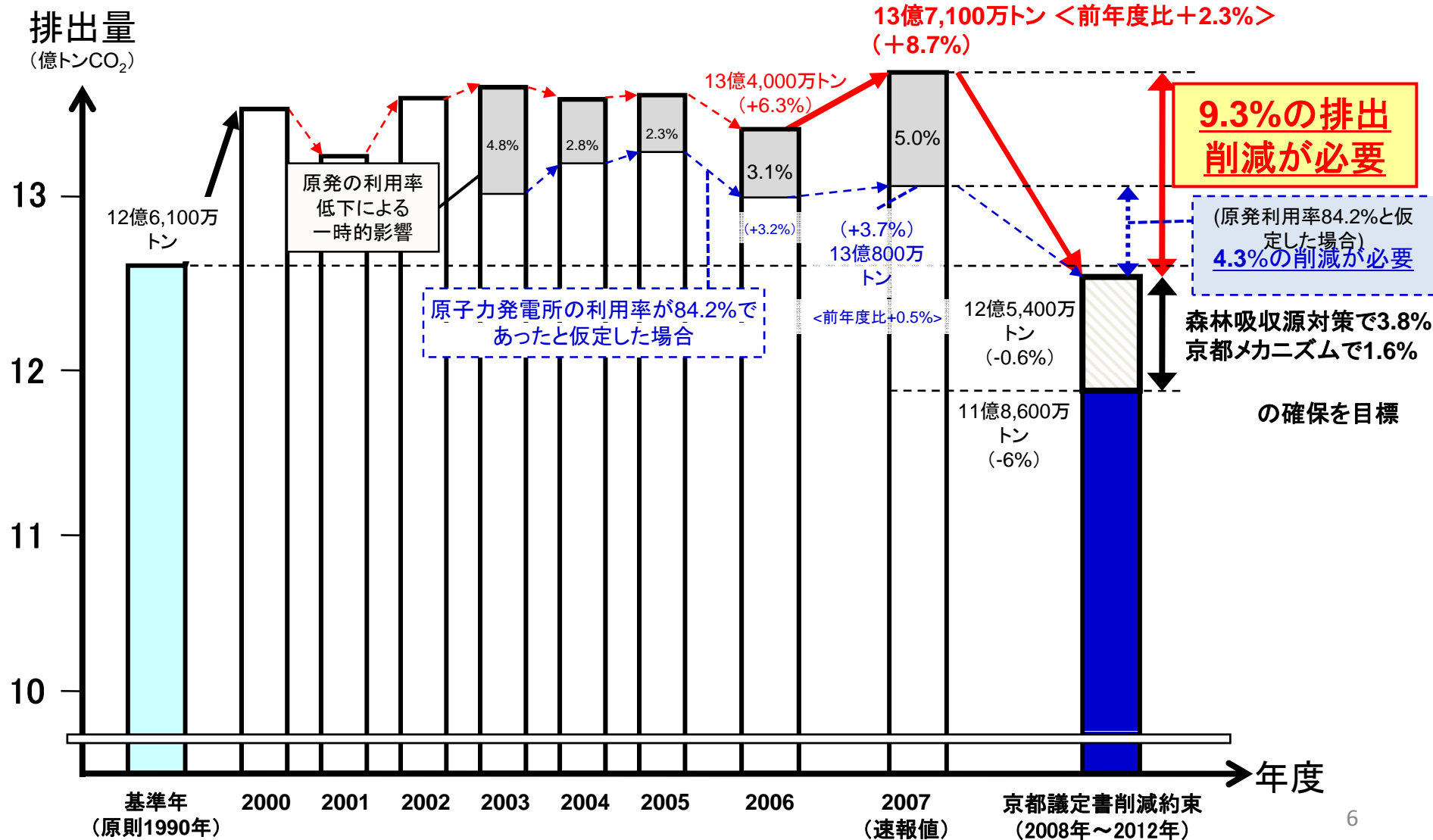


気候変動関連の主な外交日程



我が国の温室効果ガス排出量

2007年度における我が国の排出量は、基準年比8.7%上回っており、
 議定書の6%削減約束の達成には、9.3%の排出削減が必要。
 (原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、排出削減必要量は4.3%)





2. 地球温暖化対策推進法の改正 について

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点と改正事項

改正前の温対法

京都議定書目標達成計画

- ・地球温暖化対策推進の基本的方向、各主体の講ずべき対策等について定める京都議定書目標達成計画を策定

地球温暖化対策推進本部

国・都道府県・市町村の実行計画

- ・国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ・一定規模以上の事業所について温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国がデータを集計・公表

京都メカニズムの取引制度(登録簿)

- ・京都メカニズムクレジットの取引ルール、取引の保護

(全国・都道府県)

地球温暖化防止活動推進センター
地球温暖化防止活動推進員

今回の法改正

排出抑制等指針の策定

事業活動に伴う排出抑制

- ・高効率設備の導入
- ・冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等

日常生活における排出抑制

- ・製品等に関するCO2見える化推進
- ・3Rの促進等

都道府県・一定の市による地域の計画策定

- ・きめ細かい取組を推進
- ・他の地域計画との連携

事業者、フランチャイズチェーン単位での報告

- ・業務部門を中心に対象を拡大

CDMクレジット等の活用促進に配慮

植林CDMの活用のための手続を整備など

一定の市による推進センター設置

エネルギー供給や事業に伴うCO2排出量の見える化

ライフスタイルの改善の促進

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆)

二、国内における排出量取引に係る制度、温室効果ガスの排出量に応じ税を賦課する制度その他の経済的措置により温室効果ガスの排出の抑制等を促進する制度等の在り方について総合的にかつ速やかに検討を進めること。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参)

六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

地方公共団体実行計画の拡充について

○自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定(現行法第21条)

○地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定(改正法第20条の3)

地方公共団体実行計画

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定

・庁舎・施設の省エネ対策 等
(現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定)

○以下についての計画策定

- ・自然エネルギー導入の促進
- ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ・循環型社会の形成

(以上4項目が義務的記載事項)

○都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映(改正法第20条の3)

地方公共団体実行計画協議会による策定協議・実施の連絡調整

関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画(改正法第20条の4)

※二重囲いの部分が今回の拡充内容

国による支援

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力(改正法第24条)

地方公共団体向け実行計画策定マニュアル 検討スケジュール

新地方公共団体実行計画策定マニュアル等改訂検討会
座長：大西隆 東京大学大学院教授

10/8 第1回検討会
論点整理

10/27 第2回検討会
現況推計手法、対策関連(再生可能エネルギー)

11/21 第3回検討会
対策関連(業務・家庭部門、地域整備)

1/21 第4回検討会
対策関連(循環型社会、その他)、現況・将来推計手法、
マニュアル骨子の提示

3/2 第5回検討会
計画推進体制、マニュアル案の提示

地域経済循環の観点
について、本検討会の
成果を盛り込む

3月中 新・地方公共団体実行計画策定マニュアル・ガイド
ラインの公表



3. 低炭素社会づくりに向けて

低炭素社会づくり行動計画のポイント(平成20年7月29日閣議決定)

1. 我が国の目標

- 2050年までに現状から60～80%の削減
- 来年のしかるべき時期に国別総量目標(中期目標)を発表

2. 技術開発と普及

- 二酸化炭素回収貯留(CCS)技術等の革新的技術開発を推進。
今後5年間で300億ドル程度を投入。
- 太陽光発電世界の座を奪還することを目指す。
 - ・導入量を2020年に10倍、2030年に40倍
 - ・太陽光発電システムの価格を3～5年後に現在の半額
- 「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引き上げ
 - ・新エネ100選による地方自治体の地産地消の新エネルギー利用取り組みを評価
- 2020年までに新車販売のうち2台に1台を次世代自動車
- 新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものであることを目指す

3. 低炭素化へと動かす仕組み

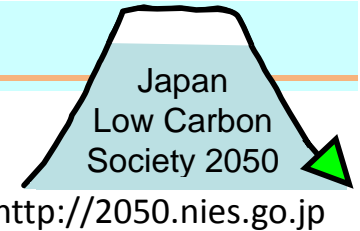
- 10月を目途に排出量取引の試行的実施を開始
- 環境税の取扱いを含め、税制全般を横断的に見直し、グリーン化を推進
- 多くの商品・食品・サービスに伴う温室効果ガス排出量の見える化
例:カーボンフットプリント、カーボンオフセット

4. 地方、国民の取組支援

- バイオ燃料生産拡大など、農林水産業の役割を活かした低炭素化
- チームマイナス6%の取組などの国民運動の一層の促進
- 地域の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり
- 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網の整備、推進
- NGOや地域のグループによる取組の支援

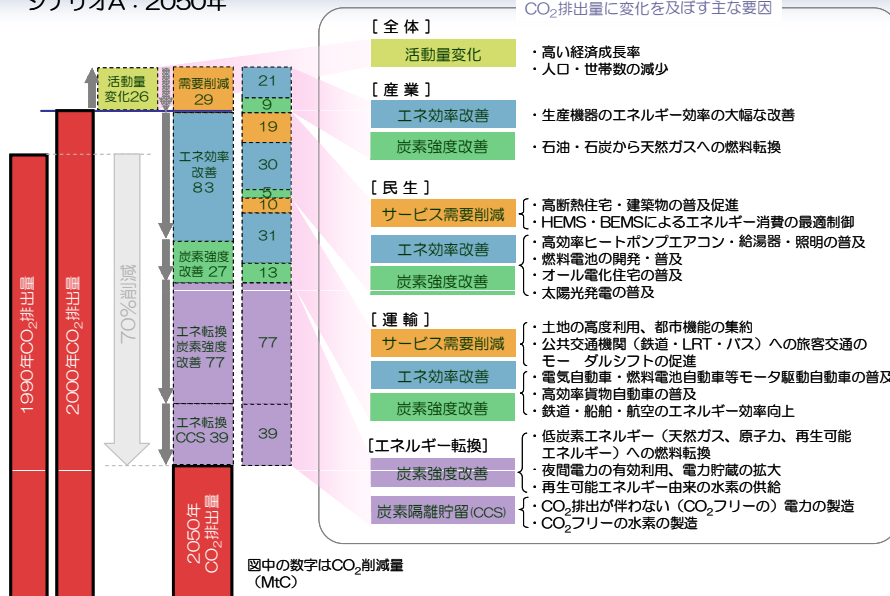
低炭素社会の検討事例（脱温暖化2050研究プロジェクト）

脱温暖化2050研究プロジェクトでは日本を対象に、バックカスティングの手法により、2050年に想定されるサービス需要を満足しながら主要な温室効果ガスであるCO₂を70%削減する低炭素社会の姿を明らかにしている。



Scenario A

シナリオA：2050年



Scenario B

シナリオB：2050年

